

議案第34号

西海市新コミュニティ交通の運行に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

西海市新コミュニティ交通の運行に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年6月16日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市新コミュニティ交通の運行に関する条例の一部を改正する
条例

西海市新コミュニティ交通の運行に関する条例（平成31年西海市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための送迎については、」を「感染症、災害その他の規則で定める場合は、」に改める。

第8条第2項中「西海市地域公共交通会議（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議をいう。）」を「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に規定する協議会」に改め、同条第3項中「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための送迎に係る使用料は、無料とする。」を「第4条第2項の規則で定める場合に該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。」に改める。

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

新旧対照表

西海市新コミュニティ交通の運行に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市新コミュニティ交通の運行に関する条例の一部を改正する条例 平成31年3月29日 西海市条例第13号</p> <p>第1条～第3条 (略) (運行日等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>感染症、災害その他の規則で定める場合は、前項に規定する運行日以外の日を運行日とすることができる。</u></p> <p>第5条～第7条 (略) (使用料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 使用料は、<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に規定する協議会で承認された運賃に基づき、第3条に規定する運行事業者が国土交通大臣に届け出た額とする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>第4条第2項の規則で定める場合に該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>第9条～第12条 (略)</p>	<p>西海市新コミュニティ交通の運行に関する条例の一部を改正する条例 平成31年3月29日 西海市条例第13号</p> <p>第1条～第3条 (略) (運行日等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための送迎については、前項に規定する運行日以外の日を運行日とすることができる。</u></p> <p>第5条～第7条 (略) (使用料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 使用料は、<u>西海市地域公共交通会議（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議をいう。）で承認された運賃に基づき、第3条に規定する運行事業者が国土交通大臣に届け出た額とする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための送迎に係る使用料は、無料とする。</u></p> <p>第9条～第12条 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。